

社会福祉法人 無門福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人無門福祉会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、本会の定款で定めた理事、監事及び評議員の職をいう。

(報酬の支給)

第3条 非常勤の役員等が、次に掲げる場合において半日（4時間未満）の場合は4,000円、一日（4時間以上）の場合は8,000円の報酬を支給する。
ただし、役員等の報酬総額は、年間30万円以内とする。

- (1) 本会の必要とする会議等に出席したとき。
- (2) 本会を代表して会議等に出席したとき。
 - 2 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は翌月10日とする。
 - 3 会議等に出席し、会議を主催する団体等から報酬が支払われる場合は、前3項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のため旅行したときは、その旅行に旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、社会福祉法人無門福祉会旅費規程による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規程は、平成30年3月29日から施行する。